

包括的な支援の仕組みづくりに係る実施方法の変更について

1 経 緯

社会福祉法の改正により、包括的な支援体制の構築が区市町村の努力義務となり、その手段として任意事業である「重層的支援体制整備事業」（以下「重層事業」という。）が創設された。区では、令和 8 年度から重層事業を実施することで交付金を活用した取組みを実施することとしていた。

2 重層事業交付金に係る国の動向

国においては、一部事業に係る交付対象の限定化や基準額の減額、事業開始にあたっての実施プロセスの要件化を行うなど、事業の大きな見直しが検討されている。

3 今後の区の実施の方向性

- （１）令和 8 年度から実施予定としていた重層事業の実施を見送り、重層事業交付金を活用しない支援の仕組みづくりを検討する。
- （２）世代や属性を問わない相談窓口の実施や、複雑化・複合化したケースに対する組織横断的な対応に向けた総合的な調整を担う体制の構築、地域の特性に応じたきめ細かい相談支援や多世代が交流する居場所の検討など、これまで推進してきた取組みを引き続き実施していく。
- （３）重層事業交付金の対象にとらわれない幅広く活用できるアウトリーチや参加支援の実施及び活用可能な他の補助金の検討を行っていく。
- （４）重層事業は大きな転換点にあることから、国の動向を注視しつつ、見直しの全体像が示されたのち、その活用について改めて検討していく。

4 今後の予定

令和 8 年第 1 回定例会 保健福祉委員会に報告